



質問

滞納者への法的措置遂行の議案の中で滞納者の氏名等を記載することは、個人情報保護法に抵触しますか。

(相談概要)

管理組合の総会において、管理費等の滞納者に対する訴訟提起の議案を上程するにあたって、議案の中に当該滞納者の住戸番号、氏名及び滞納額を記載することは、問題ありませんか。



回答

管理組合は「個人情報取扱事業者」として、その利用目的の特定や制限を始めとした個人情報保護法第四章の「個人情報取扱事業者の義務等」を遵守し、法の趣旨をふまえて組合員等の個人情報を慎重かつ適正に取り扱うことが必要です。

また、氏名及び滞納額の公開という行為が不法行為を構成する可能性は否定できません。法的措置遂行の決議を得る際には、決議に必要な情報（滞納額・滞納期間等）が提供されていれば、対象者（被告又は債務者）の具体的な住戸番号、氏名は議案書等に必ずしも記載が必要とされるものではないことも含め、トラブル回避の観点からも慎重に対応すべきです。

個人情報保護法

(利用目的による制限)

第16条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

【参考】協会ホームページ

弁護士藤原みち子先生の
マンション管理お役立ちコーナー

第7回「管理費等の滞納問題について」①

相談事例③

滞納者への法的措置遂行の議案に滞納者氏名等を記載してもよいですか。

また、掲示板へ長期滞納者の氏名を公表することは、問題がありますか。

<ご利用上の注意>

- 本相談事例は、会員が予め同意したシステム利用規約に基づき、会員専用コンテンツとして提供するものです。
- 本相談事例は、会員の業務の参考に資するため、一般的事例に対する一定の見解を述べたもので、個別事例に直接対応するものではありません。
個別事例に対処する場合は、別途、弁護士等専門家の見解を得ることを推奨します。
- 本相談事例は会員の内部使用に供するものであり、内容の改ざん、第三者への提供を目的とした無断複製、無断転載、または出版、頒布等、内部使用目的の範囲を越えた利用を禁じます。